

第2015001288.71号
平成27年11月24日

社会福祉法人福生会 理事長 様

鳥取県中部総合事務所長



平成27年度老人福祉施設指導監査の実施結果について（通知）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定される老人福祉施設である軽費老人ホームについて、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第70条の規定に基づき下記のとおり実施した指導監査の結果、改善報告を要する指摘事項が認められました。

については、速やかに是正方針等を決定され、その状況を平成27年12月25日（金）までに別添「平成27年度老人福祉施設指導監査に係る改善状況報告書」により報告してください。

なお、改善報告を要する指摘事項及び改善状況報告の内容については、「鳥取県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査に係る情報公開要領（平成15年6月13日福第283号）」第4条に基づき公開することとなりますので御承知ください。

記

- 1 監査実施施設 ケアハウス三喜苑
- 2 監査の方法 書面監査
- 3 改善報告を要する指摘事項

建設積立金及び備品購入等積立金はケアハウスでは積立が出来ないので理事会で取崩し、①人件費積立金、②施設整備等積立金に積立てるよう理事会で審議し承認すること。また、拠点区分毎の財務諸表の注記すること。

〔指摘根拠〕「H16老発第0312001号」「H17第200500062408号県通知」

※ 指摘根拠

略称	関係法令及び通知等
「H16老発第0312001号」	H16.3.12老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」
「H17第200500062408号県通知」	H17.9.1第200500062408号「社会福祉法人が経営する軽費老人ホームにおける運営費の運用及び指導について」

担当 福祉保健局福祉企画課高齢者支援担当
川本・清水・三谷
電話 0858-23-3296
ファクシ 0858-23-4803



平成 27 年 12 月 18 日

鳥取県中部総合事務所長 様

施設名：ケアハウス三喜苑

法人代表者職氏名：理事長 谷口 宗弘 印

平成 27 年度老人福祉施設指導監査に係る改善状況報告書

改善を要する事項	改善措置	改善措置の内容	今後の改善予定
建設積立金及び備品購入等積立金はケアハウスでは積立ができないので理事会で取崩し、①人件費積立金、②施設整備等積立金に積立てるよう理事会で審議し承認すること。また、拠点区分毎の財務諸表の注記すること。	×		関係法令・通知に基づき各種積立金（修繕費積立金・備品等購入積立金・建替積立金）を取崩しし、施設整備等積立金として積み立て直しするよう、理事会議案に提出いたします。 （平成 28 年 3 月補正予算） 財務諸表の注記は提出済です。